

平成16年7月 住民説明会 日程表

日	曜日	市町村名	開始時間	会 場
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月	第28回津地区合併協議会 13時 津市センターパレスホール		
6	火			
7	水	津 市	19時	アストホール
8	木	白山町	19時30分	大三多目的集会所
9	金	津 市	19時	高野尾小学校 体育館
		津 市	19時	豊が丘小学校 体育館
		白山町	19時30分	家城多目的集会所
10	土			
11	日	参 議 院 選 挙		
12	月	津 市	19時	北立誠小学校 体育館
		津 市	19時	神戸小学校 体育館
		河芸町	19時30分	上野公民館
		白山町	19時30分	佐田集会所
13	火	津 市	19時	南立誠小学校 体育館
		津 市	19時	育生小学校 体育館
		河芸町	19時30分	中瀬公民館
		白山町	19時30分	町民会館
		美杉村	19時30分	太郎生小学校 体育館
14	水	津 市	19時	栗真小学校 体育館
		津 市	19時	安東小学校 体育館
		河芸町	19時30分	久知野公民館
		美杉村	19時30分	下之川地域住民センター
15	木	津 市	19時	新町小学校 体育館
		津 市	19時	敬和小学校 体育館
		河芸町	19時30分	東上野公民館
		白山町	19時30分	八ツ山多目的集会所
		美杉村	19時30分	ふれあいプラザ竹原
16	金	津 市	19時	一身田小学校 体育館
		津 市	19時	片田小学校 体育館
		久居市	19時	稲葉公民館
		河芸町	19時30分	東千里公民館
		美杉村	19時30分	伊勢地地域住民センター
17	土	津 市	14時00分	津市役所 8階 大会議室
		久居市	19時	久居市総合福祉会館 3階 レクリエーションホール
		河芸町	13時30分	大蔵園公民館
		河芸町	19時30分	新上野公民館
18	日	久居市	19時	榊原農民研修所
		河芸町	13時30分	中別保公民館
		河芸町	19時30分	一色区住民センター
		安濃町	9時30分	村主地区公民館
		安濃町	13時30分	草生地区公民館
		香良洲町	19時	サンデルタ香良洲

日	曜日	市町村名	開始時間	会 場
19	月	津 市	19時	高茶屋小学校 体育館
		津 市	19時	南が丘小学校 ふれあいホール
		久居市	19時	市民ふれあいセンター (ポルタひさい 3階)
		安濃町	9時30分	安濃地区公民館
		安濃町	13時30分	明合地区公民館
		一志町	19時	コミュニティプラザ川合
20	火	久居市	19時	戸木公民館
		河芸町	19時30分	影重公民館
		美里村	20時	美里村社会福祉センター
		美杉村	19時30分	八幡生活改善センター
21	水	津 市	19時	白塚小学校 体育館
		津 市	19時	櫛形小学校 体育館
		河芸町	19時30分	北黒田公民館
		美杉村	19時30分	多気地域住民センター
22	木	津 市	19時	大里小学校 体育館
		津 市	19時	修成小学校 体育館
		河芸町	19時30分	南黒田公民館
23	金	津 市	19時	養正小学校 体育館
		津 市	19時	雲出小学校 体育館
		久居市	19時	桃園情報センター
		河芸町	19時30分	高佐公民館
		美杉村	19時30分	美杉村総合開発センター
24	土	久居市	19時	立成コミュニティセンター
		河芸町	13時30分	浜田公民館
		河芸町	19時30分	赤部公民館
		芸濃町	19時30分	芸濃町総合文化センター 大研修室
		安濃町	9時30分	サンヒルズ安濃 2階 会議室
		一志町	19時	波瀬ふれあい会館
25	日	津 市	13時30分	津市役所 8階 大会議室
		河芸町	10時	千里ヶ丘泉区公民館
		河芸町	13時30分	千里ヶ丘公民館
		一志町	19時	一志町中央公民館
26	月	津 市	19時	西が丘小学校 体育館
		津 市	19時	藤水小学校 体育館
27	火	河芸町	19時30分	三行公民館
28	水	河芸町	19時30分	西千里公民館
29	木	河芸町	19時30分	杜の街販売センター
30	金			
31	土			

みんなで創ろう！！



平成16年7月
市・町・村

目 次

合併協議会で確認された主な項目

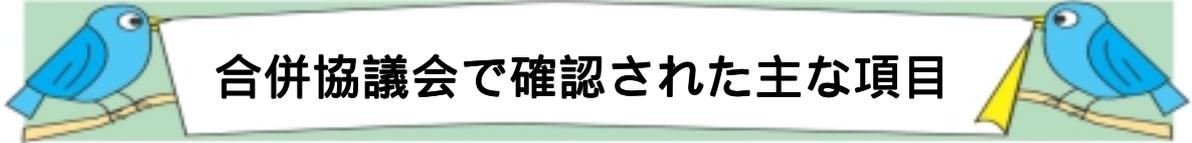
合併の方式	1
合併の期日	1
新市の名称	1
新市の事務所の位置	1
財産の取扱い	1
議会の議員の定数及び任期の取扱い	2
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2
地方税の取扱い	2
地域審議会の取扱い	3
一般職の職員の身分の取扱い	3
特別職の身分の取扱い	4
事務組織及び機構の取扱い	4
使用料、手数料等の取扱い	5
町・字の区域及び名称の取扱い	6
慣行の取扱い	6
介護保険事業の取扱い	7
消防団の取扱い	7
自治会等の取扱い	7
人権施策関係	8
広報広聴関係	9
消防防災関係	9
交通関係（バス関連事業）	10
窓口業務関係	11
保健衛生関係	11
診療所関係（直営）	12
高齢者福祉事業	12
各種福祉関係	13

ごみ対策関係	14
商工・観光関係	14
建設関係	15
市立学校の通学区域	15
学校教育関係	15
生涯学習関係	18

主な公共料金などの取扱い

都市計画税	20
国民健康保険料	20
保育所入所負担金（保育料）	21
下水道使用料	21
農業集落排水施設使用料	22
水道料金（上水道・簡易水道）	23
公立幼稚園保育料	24

合併協定項目一覧表	25
-----------	----



合併協議会で確認された主な項目

(第27回合併協議会までの協議結果 6月23日現在)

合併の方式

合併の方式は、**新設合併**とすることが確認されました。

新設合併により、これまでの10の市町村(津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村)はすべて廃止され、全く新しい市が誕生することになります。

合併の期日(現在提案中)

合併の期日は、平成17年4月1日とすることが提案されています。

新市の名称

新市の名称は、「**津市**」とすることが確認されました。

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、**現在の津市役所(津市西丸之内23番1号)**とすることが確認されました。

財産の取扱い

【公有財産・基金など】

市町村の土地や建物などの公有財産、物品、債権、債務は、すべて新市に引き継ぐことが確認されました。

ただし、登記簿上、市町村名義になっている山林などの中で、実体として地元

自治会などが維持管理しているものは、新市でも現行どおり取扱います。

また、現在市町村で設置している基金は、基本的に新市に引き継ぐことが確認されました。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数は、38人（地方自治法で規定する定数の上限）とすることが確認されました。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は新市に1つ置き、選挙による委員の定数は、合併特例法を適用し、在任する委員数は80人で互選により定めること、また、任期は、合併した日から1年とすることが確認されました。

なお、特例期間後の一般選挙の委員定数は、法律に基づき40人とします。

地方税の取扱い

【個人市民税】

個人市民税は、合併と同時に地方税法に基づき調整することが確認されました。

均等割額は、地方税法の改正により、人口段階別の税率区分が廃止され、標準税率である年額3,000円で統一されました。

所得割は標準税率とします。

【法人市民税】

法人市民税は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

均等割は標準税率とします。

法人税割は、資本等の金額が1億円以下の法人は12.3%、資本等の金額が1億円を超える法人は13.5%の税率とします。

【入湯税】

入湯税は、合併と同時に鉱泉浴場への入湯客に対して、1人1日150円を課税することが確認されました。

市民税	個人	均等割	標準税率 3,000 円 (年額)
		所得割	標準税率 ・ 200 万円以下の金額 3 % ・ 200 万円を超える金額 8 % ・ 700 万円を超える金額 10 %
	法人	均等割	標準税率
	法人税割	12.3% (資本等の金額が 1 億円以下の法人) 13.5% (資本等の金額が 1 億円を超える法人)	
入湯税	鉱泉浴場への入湯客 1 人 1 日 150 円		

地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に基づく地域審議会を新市で設置すること、その組織および運営などは、別途協議することが確認されました。

地域審議会の設置に関する協議 (案) の概要

(設置) 住民の意見を新市の施策に反映するため、合併前の市町村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置します。

(設置期間) 地域審議会の設置期間は、10 年とします。

(所掌事務) 地域審議会は、新市の合併前の区域ごとに、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとします。

- (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 新市の基本構想の策定に係る当該区域に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

上記に規定するもののほか、地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるものとします。

(組織) 地域審議会は、委員 10 名以内で組織するものとします。

(委員) 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者の内から、市長が委嘱するものとします。

(任期) 委員の任期は、2 年とします。

(庶務) 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び支所で行います。

一般職の職員の身分の取扱い (現在提案中)

一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおり提案されています。

一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとし、職員数は、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。

また、職員の任免、給与その他の取扱いは、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとし、給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとします。

特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いは、次のとおり確認されました。

市町村長、助役、収入役、水道事業管理者などの常勤の特別職の職員と教育長の身分の取扱いは、地方自治法などの法令に定めるところによります。

教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員などの非常勤の特別職の職員の身分の取扱いは、法令に定めるもののほか、それぞれの職の設置の必要性などを勘案して構成市町村長が調整を行います。

新市発足後、新市の市長が選挙されるまでの職務執行者は、構成市町村長が協議して定めます。

事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構の取扱いは、次の「新市における組織・機構の執行体制の調整方針」を基本として、その趣旨に沿った組織・機構を構築することと、現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することとが確認されました。

◆ 新市における組織・機構の執行体制の調整方針

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。
- (2) 市民が行う身近な手続き等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
- (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
- (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。
また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。
- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
- (6) 常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。

使用料、手数料等の取扱い

【戸籍・住民関係手数料】

戸籍・住民関係手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

戸籍関係手数料は、各市町村とも政令により同一であり、合併後も現行どおりです。

住民関係手数料は、各市町村で1通200円～400円と差がありますが、新市では1通200円に統一します。

また、住民基本台帳の閲覧は10件200円、埋火葬許可証の交付は無料とします。

【税務関係手数料】

税務関係手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村の税務関係手数料は200円～300円ですが、新市では1件200円に統一します。

また、自動車の臨時運行の許可は750円、住宅用家屋証明は1,300円とします。

【斎場使用料】

斎場使用料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在、津市、久居市、香良洲町に斎場があり、使用料の額に差がありますが、新市では原則として低い料金に統一します。

戸籍・住民関係手数料

(単位：円)

住民票	200
戸籍附票	200
印鑑登録証明書	200
印鑑登録証	200
身分証明書	200
不在住証明書	200
不在籍証明書	200
住民票記載事項証明書	200
住民基本台帳の閲覧	10件 200
外国人登録原票記載事項証明書	200
埋火葬許可証	無料
死体火葬証明書	200
改葬許可証	200

戸籍関係手数料は、政令により同一。

税務関係手数料

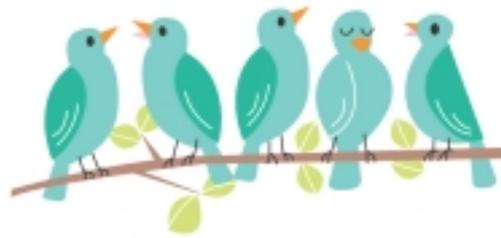
(単位：円)

納税証明書	200
課税証明書	200
所得証明書	200
所得課税証明書	200
自動車の臨時運行の許可証	750
評価証明書	200
公租公課証明書	200
住宅用家屋証明書	1,300
資産に関する証明書	200
軽自標識再交付	200
公図、土地、家屋台帳の閲覧	200

斎場使用料(主なもの)

(単位：円)

火葬炉使用料	大人	市内	3,000
		市外	30,000
葬儀場使用料		市内	4,000
		市外	12,000



町、字の区域および名称の取扱い

町、字の区域は、現行どおりとし、町、字の名称は津市以外の市町村は原則として従来の町、字名の前に旧市町村名をつけた町名として、地域住民の意向を尊重し調整することが確認されました。

なお、町、字の名称の変更は、住民登録、登記、郵便などの住民生活に大きく影響することから、新市発足時に支障のないように調整します。

市町村名	新市での名称	例 示
津市	現行どおり	_____
久居市	津市久居	久居市東鷹跡町 津市久居東鷹跡町
河芸町	津市河芸町	安芸郡河芸町大字中別保 津市河芸町中別保
芸濃町	津市芸濃町	安芸郡芸濃町大字楠原 津市芸濃町楠原 安芸郡芸濃町椋本 津市芸濃町椋本
美里村	津市美里町	安芸郡美里村大字五百野 津市美里町五百野
安濃町	津市安濃町	安芸郡安濃町大字草生 津市安濃町草生
香良洲町	津市香良洲町	一志郡香良洲町 津市香良洲町
一志町	津市一志町	一志郡一志町大字井生 津市一志町井生
白山町	津市白山町	一志郡白山町大字南家城 津市白山町南家城
美杉村	津市美杉町	一志郡美杉村竹原 津市美杉町竹原

慣行の取扱い

市章、市民歌、市民憲章、市の木・花・鳥は、新市で新たに定めることが確認されました。

介護保険事業の取扱い

介護保険料は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在の介護保険事業計画を現行のまま新市に引き継ぐことから、第1号被保険者の保険料は、不均一賦課とし、現行計画が終了する平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度からの3年間の計画を新市において策定し、新料金を調整します。

構成市町村の介護保険料の現況 平成15年度の第1号被保険者基準額 (単位:円)

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
月額	3,334	2,897	3,776	2,995	3,800	3,020	2,840	2,840	2,840	2,840

消防団の取扱い

【消防団の組織に関すること】

消防団の組織に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

消防団、分団、定員、階級などは現行のままとし、新市では10消防団・64分団体制になります。

なお、円滑な消防団活動を促進するため、消防組織法上での権限はありませんが、連絡調整役として、統括団長、副統括団長、津・久居方面団長を設けます。

【消防団の報酬、報償に関すること】

消防団の報酬、報償に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

団員報酬と費用弁償は、各市町村の現行予算枠の範囲内で調整しますが、大幅な変動が生じることから、5年間の激変緩和措置を講じます。

また、退職報償金および公務災害補償は、津市の例により調整します。

自治会等の取扱い

【町自治会長及び地区自治会連合会長の報償金、町自治会・地区自治会連合会等の活動に係る補助金など】

町自治会長及び地区自治会連合会長の報償金、町自治会・地区自治会連合会等の活動に係る補助金などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

市町村の単位自治会数は合わせて 900 を超え、当面は旧市町村単位での地域別連合会として組織される方向です。

将来的には、一つの連合会として結成されることが望まれますが、地域別の連合会組織に対する補助金などは、当面は 10 市町村で現在支払われている総額に相当する額により調整します。

なお、市町村によって補助基準が異なることから、合併時には津市の例による暫定基準で運用しますが、暫定基準による積算と現在支払われている総額を比較し著しく差がある場合は、市町村間の活動レベルの均等化を図りながら、新たな基準が策定されるまでは必要な補てん措置を行います。

【自治会集会所建設など】

自治会集会所の建設などに対する補助基準は、合併と同時に津市の例により調整することとし、補助限度額は、取得、新築の場合は 1,000 万円、修繕の場合は 100 万円とすることが確認されました。

人権施策関係

【人権尊重都市宣言など】

新市で人権尊重都市宣言を行い、人権尊重に関する条例を制定するなど、人権啓発事業に積極的に取り組むこと、また、人権施策基本計画は合併後 3 年程度で策定することが確認されました。

【集会所・会館の施設維持管理運営事業】

地域地方改善対策事業による集会所や会館の施設維持管理運営事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

施設の日常の管理運営に係る補助金と委託料は、合併までに地元自治会と協議を行い、平成 16 年度で廃止します。

なお、施設の維持管理運営に必要な経費負担は、現行のまま新市に引き継ぎます。

【人権・同和問題事業補助金（運動団体など補助金）】

人権・同和問題事業補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在 7 市町村で団体に交付されている人権・同和問題事業補助金は、補助金額や補助内容などの取扱いが異なることから、合併までに段階的に削減し、一般施策で対応する考え方を基本に整理、調整します。

【隣保館運営事業】

隣保館運営事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、合併後 3 年程度で随時調整することが確認されました。

現在 7 市町村で行われている隣保館運営事業は、基本的には現行のまま新市に

引き継ぎますが、施設利用料は合併後3年程度で調整します。

広報広聴関係

【広報紙の配布など】

広報紙の配布などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

広報紙、県政だより、県議会だより、回覧文書などの配布物は、新市移行時に混乱がないように、現在多くの市町村で行われている自治会を通じて各戸まで配布する方法を基本とします。なお、配布回数は月2回で統一します。

また、自治会への配布方法は、市町村によって異なることから、専門業者へ委託を行い、配布方法を統一するとともに、自治会から各戸への配布に係る費用の支払い方法や経費の算定などは、合併までに調整します。

【ケーブルテレビ番組の制作・放送】

現在4市町村で実施されているケーブルテレビ番組の制作・放送は、合併と同時に新たに番組を制作し、新市全域に放送することが確認されました。

新市の行政番組としてのチャンネルを設定します。

番組の内容、放送形態などは、現在実施している市町村の例を参考に調整しますが、合併後は、当面は行政番組のみの制作、放送とし、コミュニティ番組については随時調整します。

消防防災関係

【消防本部の位置】

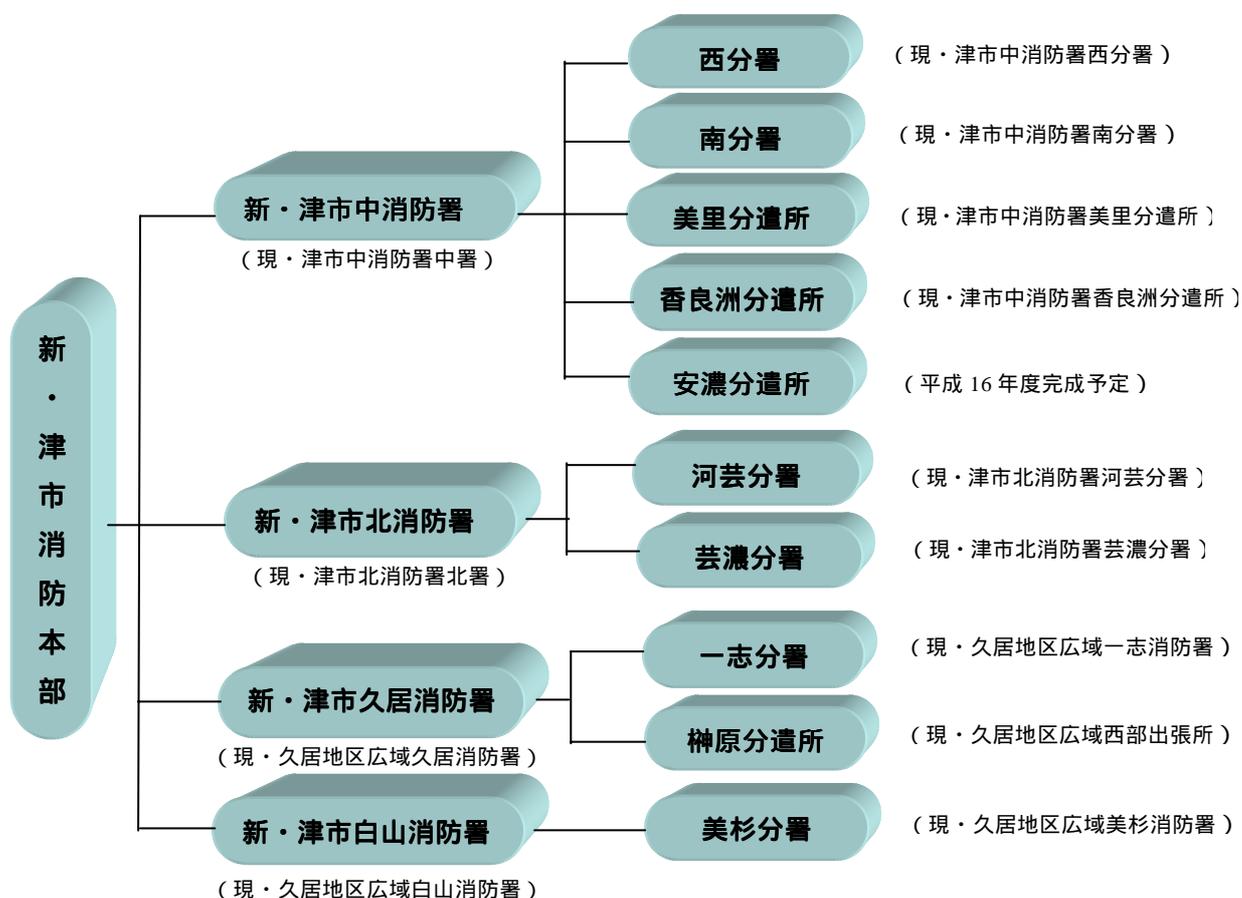
新市の消防本部の位置は、現在の久居地区広域消防組合消防本部庁舎とすることが確認されました。

津市消防本部と久居地区広域消防組合消防本部の各庁舎のメリット、デメリットを比較検討した結果、新市での地理的な位置や庁舎規模、建築年数などの面から久居地区広域消防組合消防本部庁舎を活用することになりました。



【消防署の配置】

消防署の配置は、4 消防署、6 分署、4 分遣所とします。



交通関係（バス関連事業）

バス関連事業は、合併時は現行どおりとし、住民サービスが低下しないよう、合併後 3 年をめどに効率的なバスシステムの構築を目指すことが確認されました。

現在市町村で実施している福祉バスや保育所登所バス、コミュニティバス、地方バス路線関連業務は、合併時は現行どおりとし、新市で調査検討を行い、合併後 3 年をめどに効率的なバスシステムを構築する方向で調整します。

なお、幼稚園や小中学校のスクールバスは存続することとし、スクールバス以外の利用についても、効率的なバスシステムの構築を検討する中で、有効的な利用が図られるよう、他のバス事業と同時に調整を行います。



窓口業務関係

窓口業務は、住民サービスが低下しないよう調整に努めます。

また、アスト津のアストプラザオフィスとポルタひさいの久居駅前出張所の開館日などは現行どおりとし、久居駅前出張所の開所時間を平日、土・日曜日、祝・休日とも午前8時30分からとすることが確認されました。

開所時間・休館日	
アストプラザオフィス	久居駅前出張所
平日 8:30~20:00	平日 8:30~21:00
土・日曜日、祝・休日 8:30~17:00	土・日曜日、祝・休日 8:30~18:00
〔休館日〕 12月29日~1月2日	〔休館日〕 12月29日~1月3日

保健衛生関係

【健康診査】

健康診査は、新たに制度を制定することが確認されました。

新市での健康診査は、基本健康診査および肝炎検診を集団健診、個別健診で行い、対象者は、基本健康診査の集団健診については19歳以上、個別健診については40歳以上の希望者とし、肝炎検診は国の基準を準用した対象者とします。

集団健診、個別健診とも新市で統一した内容、金額などで実施できるように調整します。

また、集団健診は、原則、現在各市町村で行っている場所で実施できるように調整します。

個人負担額については、集団健診は、国基準の3割程度の範囲内、また、個別健診は、集団健診の個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整します。



【がん検診】

がん検診は、新たに制度を制定することが確認されました。

新市では、胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診を集団検診、個別検診で行うこととし、対象は、原則40歳以上の希望者（ただし、子宮がん・乳がん検診は30歳以上の女性）とします。

実施場所、実施回数、金額は、新市で統一できるように調整を図ります。

個人負担額は、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整します。

診療所関係（直営）

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、美杉村の国民健康保険（竹原）診療所は、現行のまま実施し、久居・一志地区休日応急診療所は津市の例により実施する方向で調整することが確認されました。

診療所の現況

診療所の名称	津市休日応急・夜間こども応急クリニック		久居・一志地区 休日応急診療所	美杉村国民健康保険 竹原診療所
診療内容、診療日、診療時間	休日応急診療所 【内科・小児科・外科】 日曜日、祝・休日（ ） 9：00～17：00 【歯科】 日曜日、祝・休日（ ）、 1月2日、8月14日・15日 9：00～12：00 12月31日 9：00～16：00	夜間こども応急 クリニック 【小児科】 毎日診療 19：30～23：30	【内科・小児科】 日曜日、祝・休日、 1月2日・3日、 12月30日・31日 10：00～16：00	【内科・小児科・外科・ 心療内科】 土・日曜日、祝・休日 （ ） 9：00～15：00

1月1日を除く。 12月29日～1月3日を除く。

各診療所とも 12:00～13:00 は、休憩時間。

高齢者福祉事業

【敬老祝金等事業】

敬老祝金等事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問を実施する方向で調整します。

祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の節目を迎える人とし、祝金（または記念品）の額は、合併までに調整します。長寿者訪問は、新市内最高齢者の男女各1名を訪問し、記念品を贈ります。



【緊急通報装置事業】

緊急通報装置事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

緊急通報装置は、一人暮らしの高齢者などへの安心確保、在宅生活を支援するために有効な装置であることから、新市でも引き続き実施する方向で調整します。

対象者には所得制限を設けますが、現在の利用者に対しては、経過措置として継続して利用できる方向で調整します。

【紙おむつ等給付事業】

紙おむつ等給付事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

紙おむつなどの給付は、現物給付とし、給付限度を1ヶ月5,000円分とする方向で調整します。

各種福祉事業

【心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成】

心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成は、合併と同時に、県の補助事業対象者に加え、IQ50以下（療育手帳B中度）の者を助成対象（所得制限あり）とする方向で調整することが確認されました。

【乳幼児医療費助成】

乳幼児医療費助成は、合併と同時に、4歳未満の乳幼児を養育している保護者（所得制限あり）に対し助成を行うことで調整することが確認されました。



【一人親家庭等医療費助成】

一人親家庭等医療費助成は、合併と同時に、18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、または、父母のいない18歳未満の子（いずれも所得制限あり）に対し助成を行うことで調整することが確認されました。

【妊産婦医療費助成】

現在津市では妊産婦医療費助成として、妊娠5ヶ月以上の妊産婦（所得制限あり）に対し、医療機関で支払った医療費（保険診療分）と妊産婦健康診査費の一

部を助成していますが、新市では、合併と同時に津市の例により助成を行うことで調整することが確認されました。

【精神障害者医療費助成】

現在1市2町で行われている精神障害者医療費助成は、合併と同時に支給対象者や医療費の助成範囲などを統一して、新市で助成を行っていく方向で調整することが確認されました。

ごみ対策関係

【家庭ごみの収集】

家庭ごみの収集は、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

家庭ごみの収集方法については、早急に統一すると混乱が生じるおそれがあることから、合併後も当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づいてできるだけ早く新市で統一できるよう調整していきます。



商工・観光関係

【商工会議所など事業補助】

商工会議所などへの事業補助は、各商工会議所などの合併状況を見据えながら、合併後3年程度で新たに統一した基準による補助制度を制定することが確認されました。

新たな補助制度を制定するまでの間は、現在の各市町村の補助金額を踏まえた暫定的な交付基準を設け運用していきます。

【花火大会と各種祭り】

花火大会と各種まつりは、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在各市町村で行われている花火大会、各種祭りなどは、地元主導による実行委員会などの方式により行われるものについて、合併後も引き続き支援を行っていきます。

建設関係

【公営住宅などの家賃】

公営住宅などの家賃は、合併後1年程度で調整することが確認されました。

合併後の公営住宅などの家賃は、均衡を図る必要があることから、新市では平成17年度までは現行制度どおりとし、平成18年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一します。

なお、新家賃体系への移行に伴い、急激に負担が増える場合は、緩和措置として負担調整を行います。



市立学校の通学区域

市立学校の通学区域は合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在の各市町村の通学区域は変更しませんが、合併する市町村の境界に隣接する通学区域は、教室の状況と通学距離を考慮して学校を選択できるように調整します。

また、現在、津市と久居市が設置している通学区域審議会を新市でも設置し、通学区域の設定や改廃を諮問していきます。



学校教育関係

【私学等振興助成事務】

私学等振興助成事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在 6 市町村で、私学等振興助成事務として、補助の適用となる高校に対し各市町村在住の在籍生徒数に応じて補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づき継続して実施します。

【私立幼稚園援助事務】

私立幼稚園援助事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在、津市と久居市で、私立幼稚園に対し運営補助金を、また、津市では園児保護者補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づいて継続して実施します。



【就学援助事務】

就学援助事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在各市町村では、経済的な理由により就学が困難な場合に、義務教育を円滑に実施するため、学用品、通学用品、医療費（ただし、学校病治療費に限る）など必要な援助を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では、津市の例により認定基準や事務処理方法を統一します。

【特殊教育就学奨励事務】

特殊教育就学奨励事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在 8 市町村で、特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費などの奨励費の支給を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では、津市の例により事業を実施します。

【幼稚園就園奨励補助事業事務】

幼稚園就園奨励補助事業事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在 9 市町村で、保護者の課税状況などに応じて保育料の減免措置などを実施していますが、各市町村で制度の内容に差があることから、新市では、津市の例による公立幼稚園の保育料に対する減免措置および私立幼稚園の保育料に対する補助を実施します。

【奨学金貸付事務】

現在3市町村で奨学金の貸付や給付事務を行っていますが、今後は日本育英会の制度などで対応が可能なことから、合併を期に廃止する方向で調整することが確認されました。

【遠距離通学費補助金】

遠距離通学費補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在4市町村では旧村合併や学校の統廃合、スクールバスの運行情形などの理由から、地区や対象者を限定して遠距離通学費補助金を交付しています。

新市では現在対象となっている地区や条件に該当する生徒に限り補助制度を継続します。

なお、補助内容は通学距離や地域の実情などを考慮し、新たに基準を設けます。

【給食施設の整備と学校給食の実施方法】

給食施設の整備と学校給食の実施方法は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村の幼稚園、小学校および中学校で自校方式やセンター方式などで給食を実施していますが、自校方式で実施しているところについては、各施設の建築年数や衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図ります。

また、幼稚園と中学校の給食は、実施方法に差があるため、当分の間は各市町村の実情に応じて現行どおりとします。

なお、給食の献立作成や食材の購入、調理方法、衛生管理の実施方法は、各市町村の現状を踏まえ、給食センターの整備と調整を図りながら段階的に一元化を図ります。



【給食費】

給食費は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村の給食費の算出方法や給食の実施回数が異なることから、給食センターの整備を図りながら、給食の食材、実施回数などを調整し、徴収額を統一します。

【乳幼児教育】

乳幼児教育は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

公立幼稚園の3歳児保育は、現在実施している幼稚園は当分の間現行のとおりとします。

学級開設最低基準は、原則9人で調整します。

預かり保育は、現在実施している幼稚園は継続して実施することで調整します。

ただし、預かり保育料は、各市町村で取り扱いが異なるため、合併と同時に新たに基準を設定します。



生涯学習関係

【公民館施設の配置】

公民館施設の配置は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域ごとに中心となる公民館を位置付けることで調整すること、また、公民館の事務や在り方などについては、新市で設置する審議会に諮って調整することが確認されました。

【成人式】

成人式は、当分の間現在の市町村単位で開催することとし、新市の新成人による実行委員会で実施方法などを検討します。



【図書館運営方法】

図書館の利用資格、開館時間、休館日などの運営方法は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

図書館や図書室の利用資格は、合併後数年程度で統一する方向で調整します。

開館時間は、これまでの利用特性の面から現行どおりとします。

休館日は、情報、図書館間の物流、職員体制管理上の面から統一する方向で調整します。



【図書館の館内・館外サービス】

図書館の館内サービスは現行のまま新市に引き継ぐこととし、合併後はそれぞれの図書館の実情に応じてサービス内容を統一することが確認されました。

また、館外サービスは、貸出冊数、貸出期間を除き、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

将来的には図書館の情報システムの統合や各図書館のネットワーク網の整備などにより館外サービスの内容を統一し、充実させていきます。

新市の図書館運営方法

貸出点数	1人10点以内 (ただし、視聴覚資料は現行のとおり)
貸出期間	15日間
開館時間	現行のとおり
休館日	<ul style="list-style-type: none">・毎週火曜日 (県立図書館が月曜日休館のため)・祝、休日 (ただし、安濃町と芸濃町は、合併時は現行のとおりで調整)・館内整理日(最終木曜日)・年末年始(12月28日～1月4日)・特別整理期間(年1回14日以内)





主な公共料金などの取扱い

都市計画税の取扱い

都市計画税は、津市の例により合併と同時に市街化区域の土地と家屋に税率 0.3% の都市計画税を課税することが確認されました。

ただし、久居市、河芸町、香良洲町の市街化区域は、合併特例法第 10 条の規定により平成 21 年度までの間に限って課税を免除とします。

なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業や街路事業、区画整理事業などを実施する別枠の財源とします。

都市計画税の課税状況

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
税率	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市街化区域 設定あり	市街化区域 設定あり	市街化区域 設定あり				市街化区域 設定あり			

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料の賦課方法などは、合併と同時に新たに制度を制定し統一することが確認されました。

賦課方法は、津市、河芸町の例により保険料とします。

賦課方式は、医療分と介護分とも津市の例により、均等割、平等割、所得割の 3 方式とします。

賦課割合は、応能割 50%、応益割 50% で平準化し、料率は、新市での当該年度の医療費に見合う料率を設定します。

遡及分は、従来どおりの例により算定します。

国民健康保険被保険者数と保険料の現況

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
被保険者数(人)	52,012	12,615	5,825	2,998	1,425	3,202	2,057	4,859	5,010	3,635
1人当たり平均保険料(円)	80,618	79,332	72,997	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	66,361

平成14年度本算定時の数字

保育所入所負担金（保育料）の取扱い

保育料事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在市町村の保育所入所負担金は、所得別に国で決められた徴収基準額を基にそれぞれ独自に決めて徴収していますが、新市では国徴収金額の合計の概ね 72%（構成市町村の平成 13 年度実績の加重平均）で徴収する方向で調整します。

階層区分は、国の階層区分を原則とし、市町村の現況を踏まえ細分化を図ります。

ただし、細分化により入所負担金が大幅に上昇する区分は経過措置を講じます。

保育所入所負担金（保育料）の現況

〔単位：円/月額、（ ）内は%〕

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
現行平均保育料と国徴収金額に対する比率	24,157 (79.2)	19,226 (61.4)	20,431 (72.3)	19,862 (65.3)	27,390 (82.4)	24,036 (59.7)	21,957 (70.2)	22,527 (70.3)	15,635 (50.5)	16,764 (51.6)
国徴収金額に対する比率を72%とした場合の平均保育料	21,973	22,546	20,359	21,892	23,944	29,006	22,527	23,060	22,274	23,387

平成13年度実績

下水道使用料の取扱い

下水道使用料の賦課および徴収は、合併と同時に久居市の例により調整することが確認されました。

現在市町村で使用料金体系や使用料単価は差があり、水道の使用水量に応じて算定しているところや戸数割、人数割りにより算定しているところもあることから、新市の料金体系は、久居市の例により合併時に一元化します。

ただし、新市の下水道事業に支障がないように、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえて、合併後3年程度を目途に料金改定の検討をします。

なお、賦課および徴収事務は、津市の例により合併時に一元化します。

下水道使用料の取扱い

〔単位：円/月額、消費税込み、は減〕

区分	津市		久居市		河芸町				芸濃町		香良洲町		一志町		白山町	
	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	浜田		千里ヶ丘		現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差
					現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差								
10m ³	735	53	682	0	3,200	2,518	850	168	2,360	1,678	525	157	1,260	578	3,150	2,468
20m ³	2,310	420	1,890	0	3,200	1,310	1,750	140	2,360	470	1,365	525	2,625	735	4,200	2,310
25m ³	3,202	709	2,493	0	3,200	707	2,200	293	2,360	133	1,890	603	3,307	814	4,720	2,227
30m ³	4,095	998	3,097	0	3,200	103	2,650	447	2,360	737	2,415	682	3,990	893	5,250	2,153
40m ³	6,142	1,522	4,620	0	3,200	1,420	3,750	870	2,360	2,260	3,780	840	5,565	945	6,300	1,680
50m ³	8,190	2,048	6,142	0	3,200	2,942	4,850	1,292	2,360	3,782	5,512	630	7,140	998	7,350	1,208

1戸当たり4人世帯の場合。安濃町、美里村、美杉村は未設定。

農業集落排水事業の取扱い

【農業集落排水事業の事業負担金と使用料】

農業集落排水事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

農業集落排水事業の建設に係る市町村および受益者負担割合は、事業内容に差がありますが、現時点では市町村で新規事業の予定がないことから、新市移行前からの継続事業（新規受益者を含む）は、該当事業が終了するまでは新市移行後も現行の負担割合などを適用する方向で調整します。

なお、新市の新規事業の市町村および受益者負担割合は新市で調整します。

農業集落排水施設使用料は、新市移行時に基本料金 2,000 円、人数割 300 円に一元化する方向で調整します。

ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、新市移行後 3 年程度を目途に料金改定などの検討を行います。

新市	津市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	一志町	美杉村
基本料金 2,000円 +人数割り (300円/人)	基本料金 2,000円+ 人数割り (500円/人)	基本料金 2,000円+ 人数割り (300円/人)	施設の維持管理費の平均割 (4/10)+人口割 (6/10)	基本料金 2,000円+ 人数割り (300円/人)	基本料金 2,000円+ 人数割り (300円/人)	基本料金 + 従量制	基本料金 2,000円+ 人数割り (300円/人)

芸濃町の農業集落排水施設平均使用料（平均割1,352円、人口割537円）

一志町の料金（10^m³ まで1,200円。11～30^m³ まで1^m³ 当たり130円、31～50^m³ まで1^m³ 当たり150円、51～100^m³ まで1^m³ 当たり170円、101^m³ 以上1^m³ 当たり190円）

農業集落排水施設使用料の取扱い

〔単位：円/月額、消費税込、は減〕

津市		河芸町		芸濃町		美里村		安濃町		一志町		美杉村		
現行使用料	新使用料との差													
4,200	840	3,200	160	北神山	3,580	220	3,360	0	3,360	0	3,718	358	3,200	160
				林川原	4,290	930								
				萩野	2,860	500								
				林	2,290	1,070								
				楠原	3,180	180								
				岡本	3,700	340								
				多門	4,330	970								
				小野平	3,880	520								

1戸当たり4人世帯の場合。一志町は、15年度調定見込額の平均で算出。

水道料金などの取扱い

水道料金体系は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

上水道・簡易水道とも合併と同時に津市の料金体系で調整し、美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道は現行どおりとします。

現在4町村で徴収しているメーター使用料は、廃止します。

ただし、新市において水道事業の運営に支障がないように、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討します。

使用水量別料金の取扱い(上水道)

[単位：円/月額、消費税込、は減]

口 径 区 分		口径13mm					口径20mm				
		10 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³	40 m ³	10 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³	40 m ³
津 市	現行料金	945	1,890	2,703	3,517	5,250	1,365	2,310	3,123	3,937	5,670
	津市料金との差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久居市	現行料金	997	2,310	2,966	3,622	5,145	997	2,310	2,966	3,622	5,145
	津市料金との差	52	420	263	105	105	368	0	157	315	525
河芸町	現行料金	1,200	2,600	3,300	4,000	5,600	1,200	2,600	3,300	4,000	5,600
	津市料金との差	255	710	597	483	350	165	290	177	63	70
芸濃町	現行料金	1,300	2,800	3,950	4,950	7,450	1,800	5,300	7,050	8,800	12,300
	津市料金との差	355	910	1,247	1,433	2,200	435	2,990	3,927	4,863	6,630
安濃町	現行料金	1,312	2,677	3,570	4,462	6,772	1,312	2,677	3,570	4,462	6,772
	津市料金との差	367	787	867	945	1,522	53	367	447	525	1,102
香良洲町	現行料金	1,134	2,268	3,244	4,221	6,300	1,638	2,772	3,748	4,725	6,804
	津市料金との差	189	378	541	704	1,050	273	462	625	788	1,134
一志町	現行料金	1,890	3,780	4,725	5,670	7,770	1,890	3,780	4,725	5,670	7,770
	津市料金との差	945	1,890	2,022	2,153	2,520	525	1,470	1,602	1,733	2,100
白山町	現行料金	2,625	4,620	5,617	6,615	8,610	2,625	4,620	5,617	6,615	8,610
	津市料金との差	1,680	2,730	2,914	3,098	3,360	1,260	2,310	2,494	2,678	2,940

使用水量別料金の取扱い（簡易水道）

〔単位：円／月額、消費税込、は減〕

口 径 区 分		口径13mm					口径20mm				
		10 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³	40 m ³	10 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³	40 m ³
久居市	現行料金	997	2,310	2,966	3,622	5,145	997	2,310	2,966	3,622	5,145
	津市料金との差	52	420	263	105	105	368	0	157	315	525
美里村	現行料金	1,470	2,730	3,410	4,090	5,460	1,470	2,730	3,410	4,090	5,460
	津市料金との差	525	840	707	573	210	105	420	287	153	210
白山町 (青山)	現行料金	3,937	3,937	5,250	6,562	9,187	3,937	3,937	5,250	6,562	9,187
	津市料金との差	2,992	2,047	2,547	3,045	3,937	2,572	1,627	2,127	2,625	3,517
白山町 (元取・福田山)	現行料金	1,522	2,782	3,412	4,042	5,302	1,522	2,782	3,412	4,042	5,302
	津市料金との比較	577	892	709	525	52	157	472	289	105	368
美杉村 (村管理)	現行料金	2,625	3,937	4,593	5,250	6,562	2,625	3,937	4,593	5,250	6,562
	津市料金との差	1,680	2,047	1,890	1,733	1,312	1,260	1,627	1,470	1,313	892
美杉村 (地元管理)	現行料金	1,050	1,312	1,443	1,575	1,837	1,050	1,312	1,443	1,575	1,837

美杉村の地元（簡易水道利用組合）が管理する簡易水道料金は現行どおり。

公立幼稚園保育料の取扱い

公立幼稚園保育料は、合併と同時に津市の例により月額 6,000 円で調整することが確認されました。

合併後は教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすよう努めます。

主任と養護教諭は、現状の職員数を基本に園児数と地域特性などを考慮して配置します。

主任は全園に配置（担任兼務を含む）し、養護教諭は特に地域性を考慮しながら拠点園に配置しますが、未配置園を複数兼務します。

公立幼稚園保育料の現況

〔単位：円／月額〕

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
保育料	6,000	5,200	5,200	5,500	5,800	5,500	5,500	5,500	5,000	5,500

公立幼稚園数と職員数の現況

〔（人）平成16年4月1日現在〕

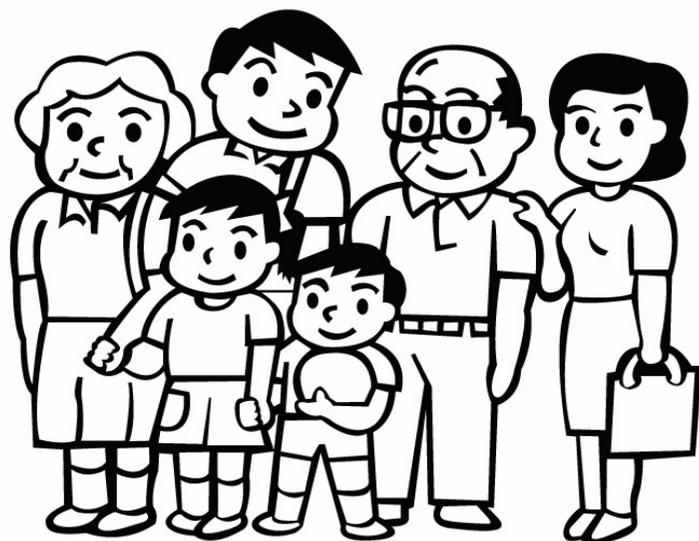
市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
幼稚園数	16園	7園	4園	4園	1園	4園	1園	4園	4園	0園
職員数	園長	16	7	4	4	1	4	1	4	0
	副園長	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	主任（うち担任兼務）	16(3)	0	4(0)	4(3)	1(0)	4(4)	2(2)	2(2)	0
	養護教諭	12	0	0	0	0	0	0	0	0
	教諭（正規）	32	19	6	5	4	6	4	7	5
	教諭（臨時）	3	13	3	7	0	5	0	10	4
	用務（正規）	0	0	0	0	0	4	0	0	0
	用務（臨時）	0	7	0	0	0	0	0	2	0
	事務等（臨時）	16	0	0	0	0	0	0	0	0
職員の合計	95	47	17	20	6	23	7	25	13	0

臨時 1 人を含む。 1 園休園中。 平成16年度 1 園休園。

合併協定項目一覧表

項目番号	協定項目	提案年月日	確認年月日
1	合併の方式	15. 3.28 (第2回)	15. 8.20 (第8回)
2	合併の期日	15. 3.28 (第2回)	
3	新市の名称	15. 3.28 (第2回)	15. 8.20 (第8回)
4	新市の事務所の位置	15. 3.28 (第2回)	15. 8.20 (第8回)
5	財産の取扱い	15.11. 6 (第13回)	16. 4.15 (第22回)
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	16. 4.15 (第22回)	16. 5.13 (第24回)
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	16. 4.15 (第22回)	16. 4.28 (第23回)
8	地方税の取扱い	15. 6.13 (第4回)	16. 6.10 (第26回)
9	地域審議会の取扱い	15.12. 4 (第15回)	15.12.18 (第16回)
10	一般職の職員の身分の取扱い	16. 5.27 (第25回)	
11	特別職の職員の身分の取扱い	16. 4.15 (第22回)	16. 4.28 (第23回)
12	条例、規則等の取扱い	15.12. 4 (第15回)	15.12.18 (第16回)
13	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 4 (第15回)	15.12.18 (第16回)
14	一部事務組合等の取扱い	15.12. 4 (第15回)	16. 6.23 (第27回)
15	使用料、手数料の取扱い	15. 6.13 (第4回)	16. 6.23 (第27回)
16	公共的団体等の取扱い	16. 6.10 (第27回)	16. 6.23 (第27回)
17	附属機関の取扱い	16. 6.10 (第27回)	16. 6.23 (第27回)
18	補助金、交付金等の取扱い	16. 6.10 (第27回)	16. 6.23 (第27回)
19	町・字の区域及び名称の取扱い	15. 9.25 (第10回)	15.10. 9 (第11回)
20	慣行の取扱い	15. 9.25 (第10回)	16. 3. 4 (第20回)
21	国民健康保険事業の取扱い	16. 2. 4 (第18回)	16. 6.10 (第26回)
22	介護保険事業の取扱い	15.11.20 (第14回)	16. 5.27 (第25回)
23	消防団の取扱い	15.10.23 (第12回)	16. 2.19 (第19回)
24	自治会等の取扱い	15.10. 9 (第11回)	16. 4.15 (第22回)
25	各種事務事業の取扱い		
25 - 1	男女共同参画関係	15.10. 9 (第11回)	15.10.23 (第12回)
25 - 2	人権施策関係	15.10. 9 (第11回)	16. 4.15 (第22回)
25 - 3	国内・国際交流関係	15.10. 9 (第11回)	16. 3. 4 (第20回)
25 - 4	電算システム関係	15. 6.25 (第5回)	15. 7.10 (第6回)
25 - 5	広報広聴関係	15.12. 4 (第15回)	16. 4.15 (第22回)
25 - 6	納税関係	15. 6.13 (第4回)	16. 5.27 (第25回)
25 - 7	消防防災関係	15. 6.13 (第4回)	16. 4.15 (第22回)
25 - 8	交通関係	16. 3. 4 (第20回)	16. 3.19 (第21回)
25 - 9	窓口業務関係	15.10. 9 (第11回)	16. 4.15 (第22回)
25 - 10	保健衛生関係	15.12. 4 (第15回)	16. 5.27 (第25回)
25 - 11	診療所関係(直営)	16. 5.13 (第24回)	16. 5.27 (第25回)
25 - 12	障害者福祉事業	16. 5.27 (第25回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 13	高齢者福祉事業	15.12. 4 (第15回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 14	児童福祉事業	16. 4.28 (第23回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 15	生活保護事業	16. 5.13 (第24回)	16. 5.27 (第25回)
25 - 16	その他の福祉関係	15.12. 4 (第15回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 17	ごみ対策関係	15. 7.24 (第7回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 18	環境対策関係	15. 7.24 (第7回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 19	農林水産関係	15. 9.25 (第10回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 20	商工・観光関係	15. 9.25 (第10回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 21	都市計画関係	15. 9.25 (第10回)	16. 5.27 (第25回)
25 - 22	建設関係	15. 7.10 (第6回)	16. 4.15 (第22回)
25 - 23	下水道事業	16. 1.16 (第17回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 24	上水道事業	16. 1.16 (第17回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 25	市立学校の通学区域	15. 7.10 (第6回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 26	学校教育関係	15. 7.10 (第6回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 27	文化振興関係	15.11.20 (第14回)	16. 6.10 (第26回)
25 - 28	生涯学習関係	15. 7.10 (第6回)	16. 6.23 (第27回)
25 - 29	その他	15.11. 6 (第13回)	
26	新市建設計画	16. 5.27 (第25回)	

新市まちづくり計画 概要版



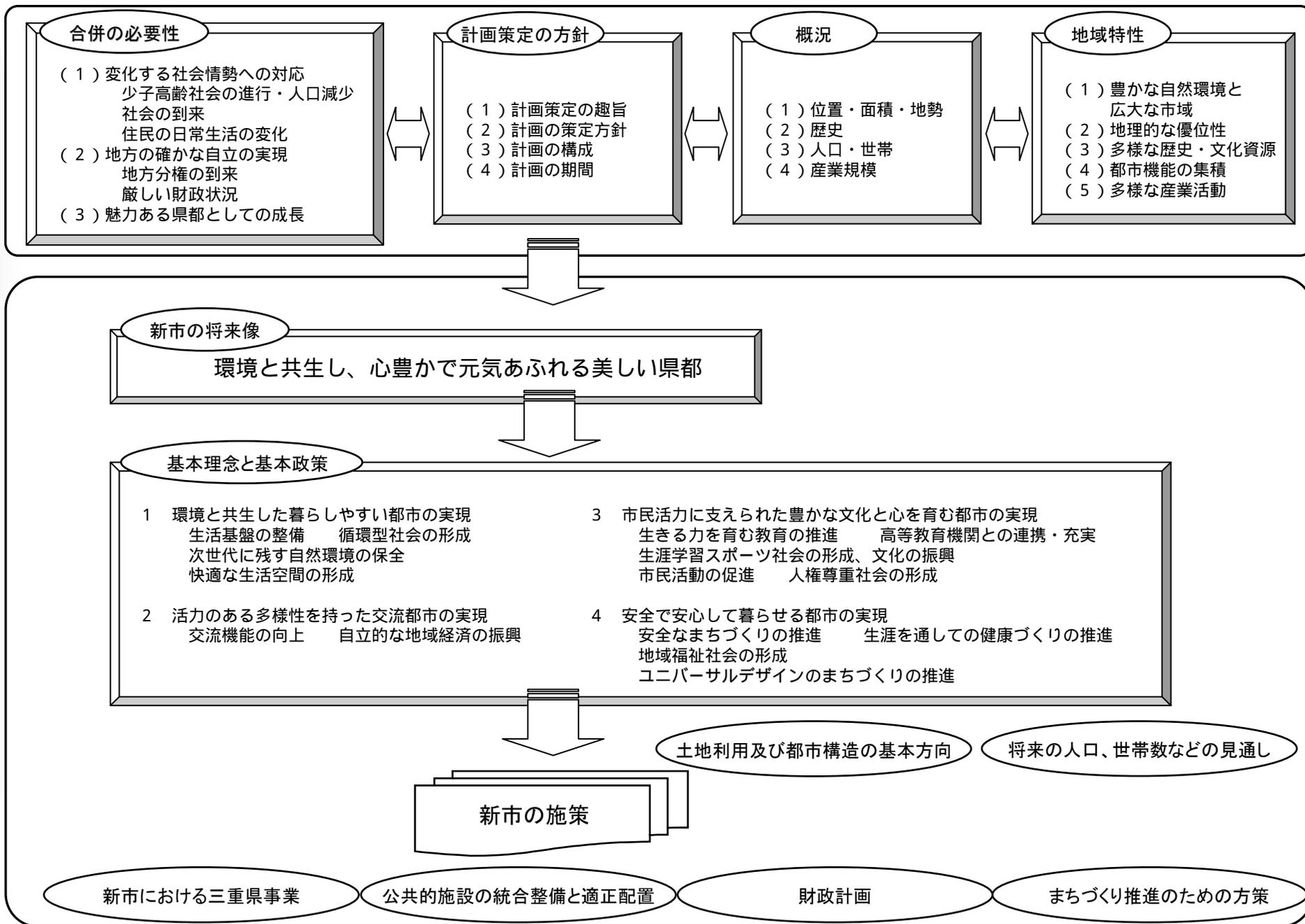
目

次

- ・ 新市まちづくり計画とは 1
- ・ 新市まちづくり計画の構成 2
- ・ 合併の必要性 3
- ・ 新市の将来像と基本理念 5
- ・ 新市の土地利用 6
- ・ 将来の人口の見通し 8
- ・ 基本政策（施策の体系） 9
- ・ 新市の施策 10
- ・ 新市における三重県事業 17
- ・ 財政計画 19
- ・ 新しいまちづくりのために 21

平成16年7月 ○○市町村

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都



変化する社会情勢への対応

少子高齢社会の進行・人口減少社会の到来

少子高齢社会が進行し、人口減少社会を迎えようとする中、今後は、高齢者に必要な福祉、医療などのニーズが増大する反面、生産年齢人口の減少が税収減をもたらすなど、小規模な市町村単位では行政サービスの維持が困難になることが考えられることから、10市町村が支えあい、一体となってこの状況に対応していく必要があります。

住民の日常生活の変化

昭和の大合併から約半世紀を経て、通勤、通学、買い物、通院など、住民の日常生活は現在の市町村の枠を超えて広がっています。広域化・多様化した住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、地理的にも歴史的、文化的にも密接な関係にある10市町村での行政区域のまとまりが必要です。

地方の確かな自立の実現

地方分権の到来

地方分権の進展により、国や県から様々な権限の移譲が行われ、市町村は自立と一層の主体性が求められ、その役割はますます重要となります。このため、10市町村が一体となることにより、市民の期待に応えられるサービス体制を確保し、人材や財源の面で自治体能力を強化する必要があります。

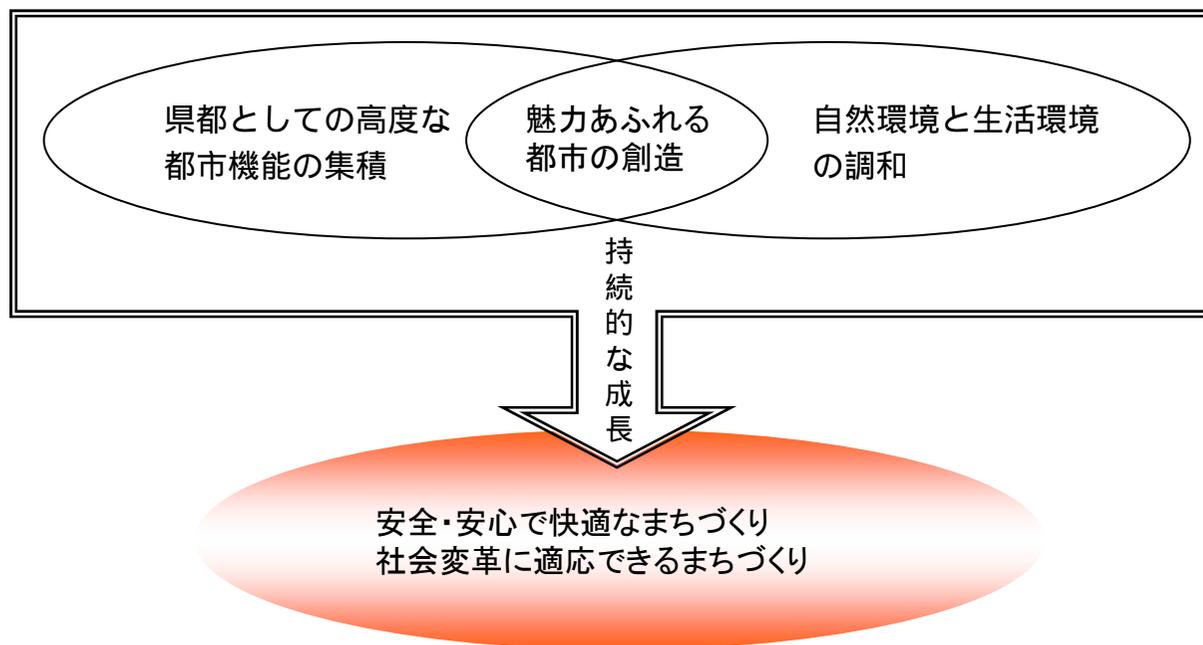
厳しい財政状況

国と地方の借金の合計は、平成14年度末で698兆円程度あり、また、少子化に伴う地方税の減収や地方交付税制度等の見直し、地方分権の進展に伴う市町村の役割の増大により、今後は、厳しい財政運営を迫られると考えられます。そのため、10市町村が一体となり効率的な行財政運営、行財政能力の強化を図り、この局面に対処する必要があります。

10市町村の圏域は、三重県の県都として産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中核圏域としての役割を果たしてきました。一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれており、21世紀が「環境との共生の時代」と言われている中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となってきています。

合併の必要性1（前頁）で述べた変革の時代にあって、県都としての機能を担うこの圏域、さらには三重県が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図ると同時に、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境が調和した、これからの時代に求められる魅力あふれる都市を創造し、持続的な成長を確保することが不可欠であるといえます。

すでに一体感のある10市町村が、ひとつの自治体を形成することにより、お互いの優れた資質を十分発揮することができるとともに、その相乗効果が期待でき、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適應できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になると考えます。



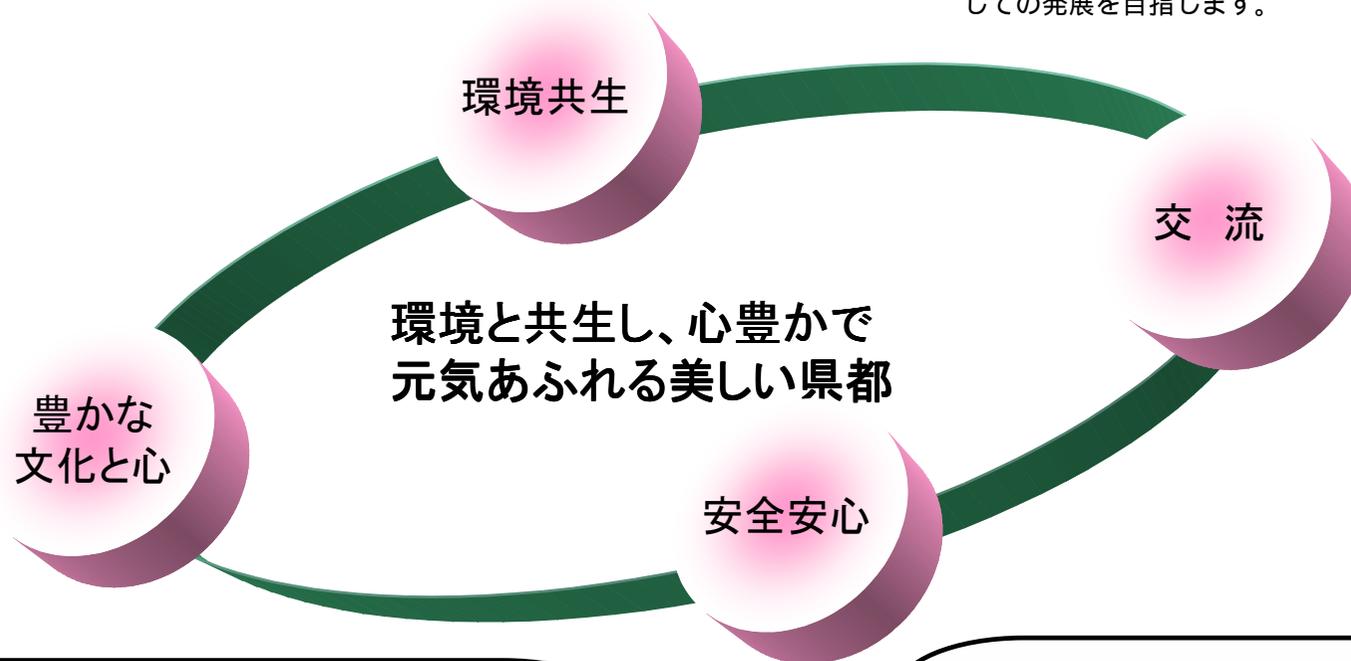
新市においては、次の4つの基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

新市の有する多くの自然環境と都市機能を最大限に生かし、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

2 活力のある多様性を持った交流都市の実現

交流拠点、産業基盤の整備など都市機能の一層の集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成により、活力ある多様性を持った交流都市としての発展を目指します。



3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、新しい時代を担う有為な人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

4 安全で安心して暮らせる都市の実現

安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、誰もが健康で心豊かに過ごせる住みよい福祉環境づくりを進め、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

新市の土地利用の方向は、基本的には現在の機能分担を踏まえつつ、これらをわかりやすくイメージするため、機能・特性が類似する一定のまとまりのある区域をゾーンとして、その大枠を設定することとします。

また、機能・特性が特徴的に現れている地区を拠点と位置付け、有効な整備を進めます。

さらに、新市の各機能を効果的に連携させ、新市全体としての魅力を向上させるため、圏域内外の人や物が往来する主要な軸や新市内を結ぶ軸を連携軸として位置付けます。

新市の土地利用 1

3つのゾーン

都市機能集積ゾーン

広域的な交流機能を高めながら、人、物、情報の集中する都心核の整備を進めていきます。

居住環境共生ゾーン

良好な自然環境の保全に留意しながら、住みやすさの向上を図るため生活基盤を整備するとともに、農業の振興と適地への企業の誘致などによる産業振興を進めていきます。

里山・山間自然環境ゾーン

他のゾーンとの有機的な連携を図りつつ、集落における生活基盤を整備し、住みよい生活環境づくりを進め、農・林業の振興を図るなど、自然環境の整備・保全を推進しながら、観光レクリエーション機能を充実していきます。

2つの連携軸

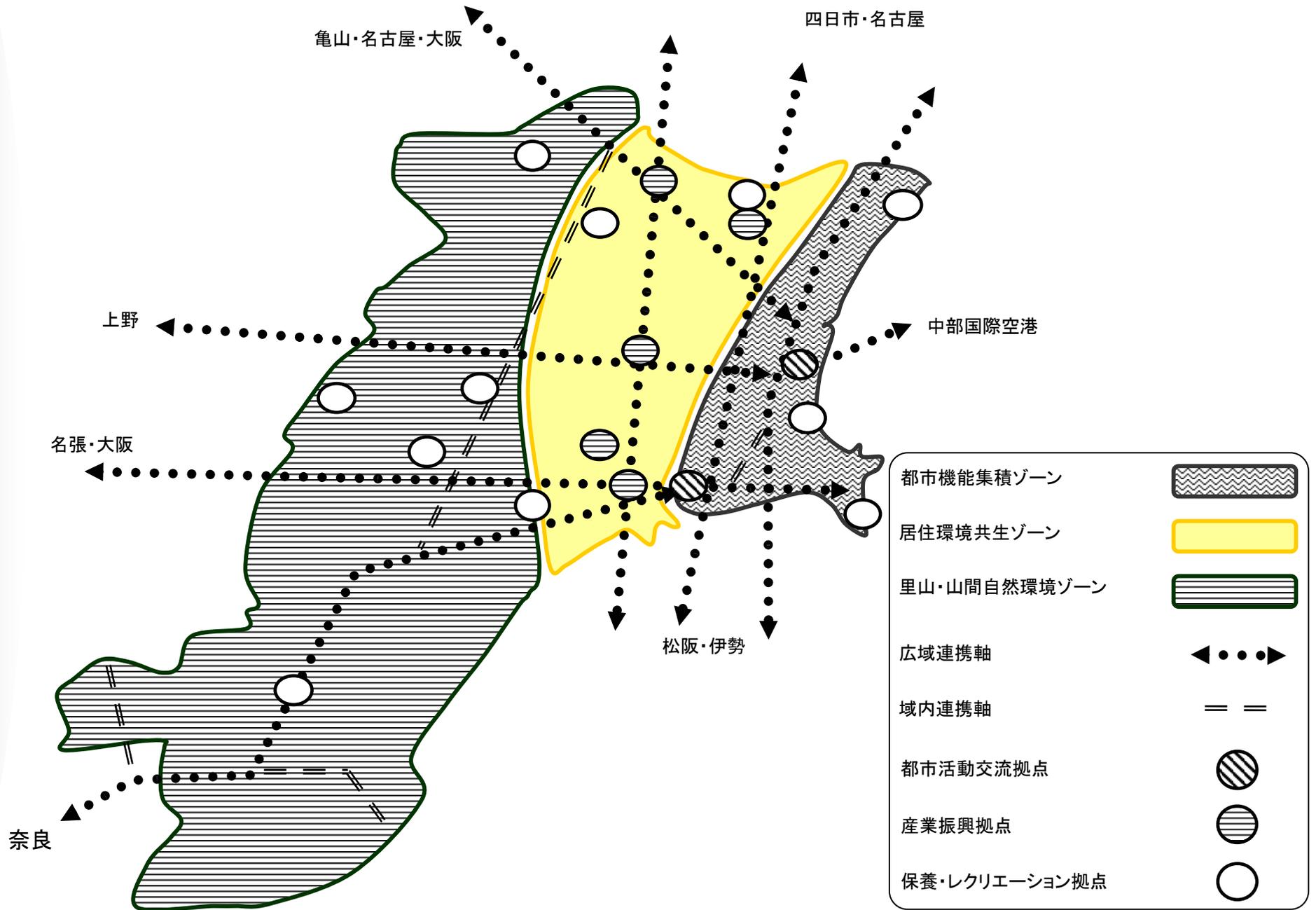
広域連携軸

鉄道や広域的な幹線道路網を広域連携軸として位置付け、域外からの交通需要に対応するとともに、交通結節点を経た域内連携軸との連結を図り、市域全体への交流の促進を図ります。また、中部国際空港アクセス拠点を結節点として、世界をも視野に入れた広域連携軸の形成を図ります。

域内連携軸

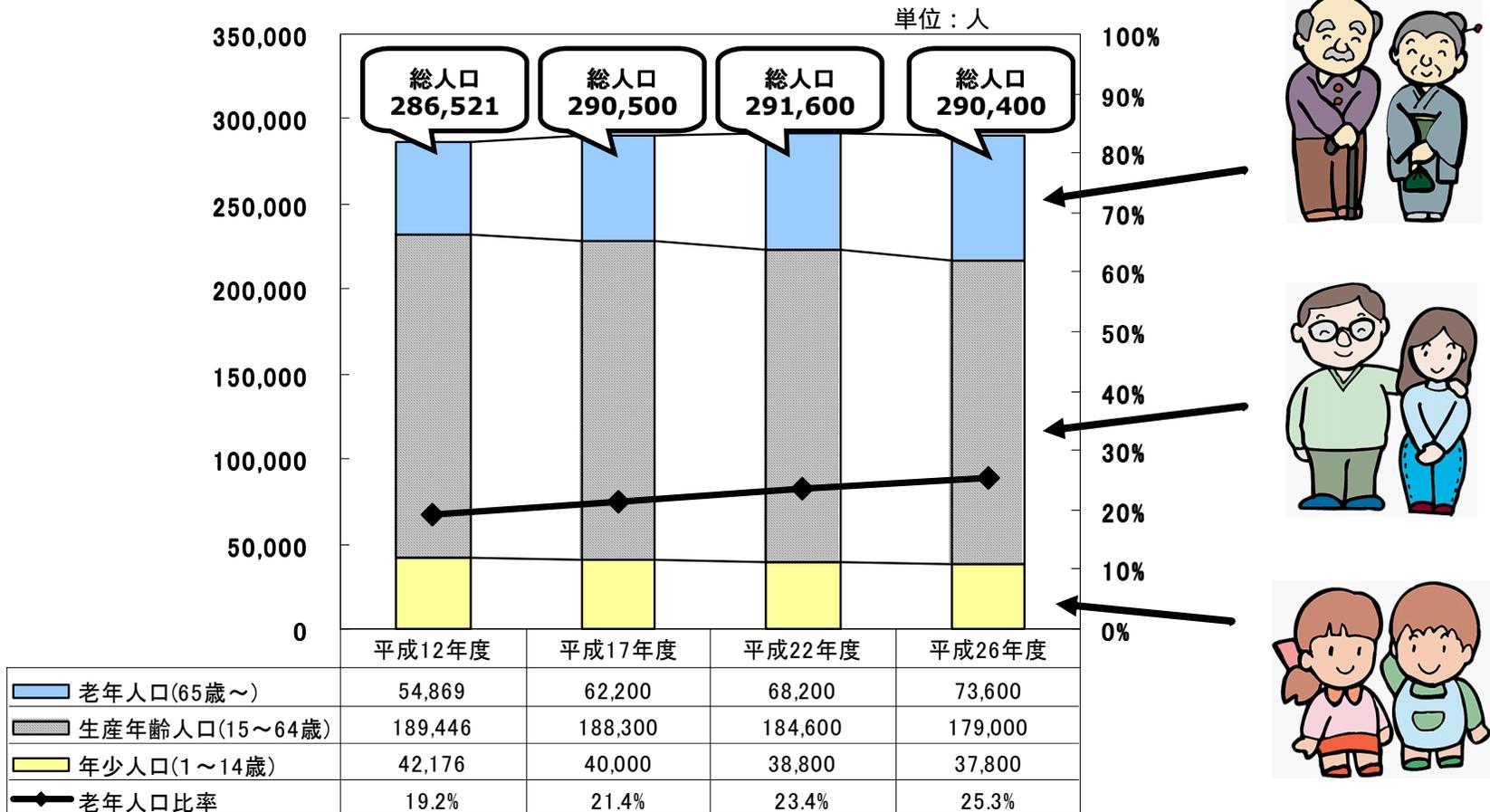
域内の基幹道路を域内連携軸として位置付け、新市域内の移動の利便性を向上させるとともに、広域連携軸を介した広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

新市の土地利用2



出生率の低下等を背景にわが国の人口は減少傾向になると予想されますが、新市においては新市まちづくり計画の着実な推進によって、平成26年における総人口を290,400人と設定します。

将来の人口の見通し



平成12年国勢調査人口をベースに、将来人口を設定しました。

新市の将来像を実現するため、4つの基本理念に基づいて、以下の体系のもと、まちづくりを推進します。

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

生活基盤の整備
生活排水、雨水排水対策の推進
上水道、簡易水道の整備
生活道路の整備
環境衛生対策の充実

循環型社会の形成
環境負荷の少ないエネルギー利用
資源の循環的利用の推進
廃棄物等の適正な処理

次世代に残す自然環境の保全
環境保全対策の推進
多様な自然環境の保全

快適な生活空間の形成
既成市街地の整備
美しい都市空間の創造
公園、緑地等の整備
住環境の整備

2 活力のある多様性を持った交流都市の実現

交流機能の向上
中心市街地、新市街地の整備
道路ネットワークの整備
港湾の整備
情報化の推進
公共交通の充実

自立的な地域経済の振興
産業振興拠点の形成
農林水産業の振興
工業の振興
商業の振興
観光、レクリエーションの振興
雇用機会の創出
勤労者福祉の向上

3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

生きる力を育む教育の推進
学校教育の総合的推進
教育環境の充実

高等教育機関との連携・充実
高等教育機関との連携
三重短期大学の充実

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興
生涯学習スポーツの推進
生涯学習スポーツ環境等の充実
青少年の健全育成
文化、芸術活動の充実
歴史的資源の保存

市民活動の促進
地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援
市民交流の推進
都市間交流、国際交流の推進
男女共同参画の推進

人権尊重社会の形成
人権施策の推進

4 安全で安心して暮らせる都市の実現

安全なまちづくりの推進
治山、治水対策の推進
災害に強い都市構造の形成
消防、救急、救助体制の充実
地域防災体制の強化
交通安全対策の推進
防犯対策の推進
消費者の保護

生涯を通しての健康づくりの推進
健康づくりの推進
地域医療体制の充実

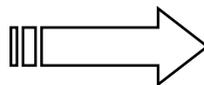
地域福祉社会の形成
地域福祉の充実
高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
児童福祉の充実
母子、寡婦、父子福祉の充実
社会保障の充実

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

基本政策

生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活を実現するためには、その暮らしを支える生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道、上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。



新市の施策

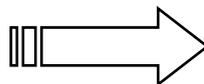
生活排水、雨水排水対策の推進
上水道、簡易水道の整備
生活道路の整備
環境衛生対策の充実



基本政策

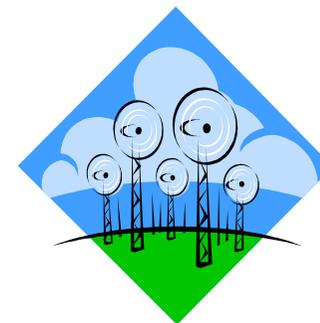
循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの取組をはじめ、廃棄物の適正な処理、更には新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。



新市の施策

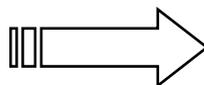
環境負荷の少ないエネルギー利用
資源の循環的利用の推進
廃棄物等の適正な処理



基本政策

次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。



新市の施策

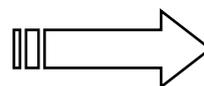
環境保全対策の推進
多様な自然環境の保全



基本政策

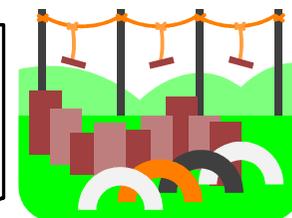
快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域の特性を生かした都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。



新市の施策

既成市街地の整備
美しい都市空間の創造
公園、緑地等の整備
住環境の整備



(1) 環境と共生した暮らしやすい都市の実現 主な事業

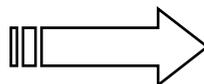
公共下水道の整備
農業集落排水の整備
合併処理浄化槽設置事業の促進
上水道・簡易水道の整備
水道老朽管更新事業の推進
生活道路新設・改良事業の推進
斎場の整備検討
風力発電等新エネルギー利用の推進
資源の再利用、リサイクルの促進

ごみ最終処分場建設の推進
し尿処理場の整備
環境イベントの開催
水源かん養事業の推進
津駅前北部土地区画整理事業、
津駅前北部地区市街地再開発事業の推進
久居駅周辺整備事業の推進
地域歴史資源の保存と活用
公園緑地整備事業の推進
良質な民間賃貸住宅の建設促進

基本政策

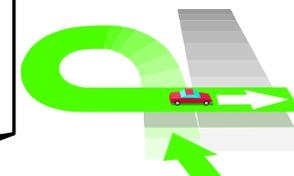
交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。



新市の施策

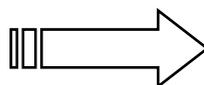
中心市街地、新市街地の整備
道路ネットワークの整備
港湾の整備
情報化の推進
公共交通の充実



基本政策

自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化を図るなど就業の場の確保に努めます。また、商業、観光産業の振興を図るほか、農林水産業については地域の特性を生かした振興策を講じることにより、自立的な地域経済の振興を図ります。



新市の施策

産業振興拠点の形成
農林水産業の振興
工業の振興
商業の振興
観光、レクリエーションの振興
雇用機会の創出
勤労者福祉の向上



(2) 活力のある多様性を持った交流都市の実現 主な事業

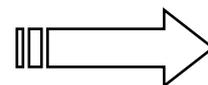
中心市街地活性化事業の推進
近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討
主要幹線、地域間道路の整備
河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、
北神山戸島線、榎木原上原線、内多清水ヶ丘線、
新開地14号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線
中部国際空港海上アクセス港周辺整備
電子自治体の構築と情報システムの導入・活用
鉄道、バス路線の利便性の確保
産業振興拠点への企業、研究機関の誘致
農林水産業生産基盤の整備・経営基盤の強化促進

農林水産業の担い手育成事業の推進
地域特産物のブランド化
地産地消の推進
市民観光農園の整備
漁港の整備促進
地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業等の創出促進
産学官連携の推進
商工会議所、商工会、TMO等の商業環境整備の促進
観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり
観光イベントの開催

基本政策

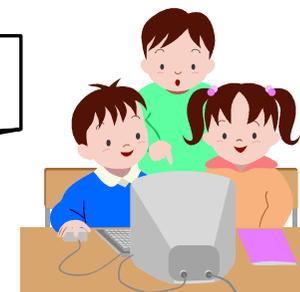
生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。



新市の施策

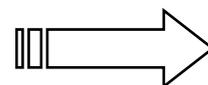
学校教育の総合的推進
教育環境の充実



基本政策

高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を生かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携・充実を図ります。



新市の施策

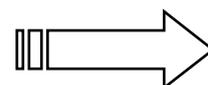
高等教育機関との連携
三重短期大学の充実



基本政策

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。



新市の施策

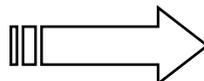
生涯学習スポーツの推進
生涯学習スポーツ環境等の充実
青少年の健全育成
文化、芸術活動の充実
歴史的資源の保存



基本政策

市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指し、NPOや市民団体のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流に至るまでの様々な市民活動の促進を図ります。



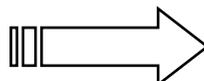
新市の施策

地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援
市民交流の推進
都市間交流、国際交流の推進
男女共同参画の推進

基本政策

人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重しあえる社会の形成を目指します。



新市の施策

人権施策の推進



(3) 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現 主な事業

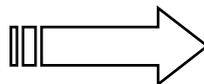
小中学校施設の整備
(大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業)
給食センターの整備の検討
高等教育機関と地域との連携事業の実施
三重短期大学の教育環境の充実
総合型地域文化スポーツクラブの育成
総合的な健康スポーツ施設の整備の検討
生涯学習スポーツ施設の整備

文化施設の整備
歴史資料館整備の検討
地域伝統文化の保存、伝承
コミュニティ施設の整備
市民まつり等の開催
男女共同参画の啓発活動の推進
人権啓発活動の推進
人権教育の推進

基本政策

安全なまちづくりの推進

山林の整備、河川、海岸の整備改修など地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策、防犯活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。



新市の施策

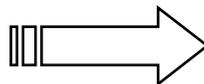
治山、治水対策の推進
災害に強い都市構造の形成
消防、救急、救助体制の充実
地域防災体制の強化
交通安全対策の推進
防犯対策の推進
消費者の保護



基本政策

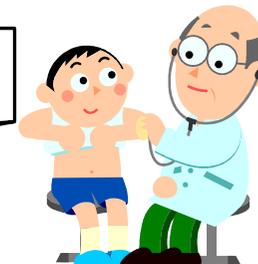
生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。



新市の施策

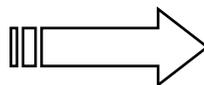
健康づくりの推進
地域医療体制の充実



基本政策

地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉等の推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取組を進めます。



新市の施策

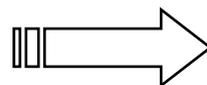
地域福祉の充実
高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
児童福祉の充実
母子、寡婦、父子福祉の充実
社会保障の充実



基本政策

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての市民が自由に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの浸透を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進します。



新市の施策

ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進



(4) 安全で安心して暮らせる都市の実現 主な事業

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1・2級河川改修の促進、準用河川改修の推進 海岸堤防の整備促進 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進 庁舎の耐震診断・整備 防災無線システムの整備 消防庁舎の整備 消防車輛・救急車輛・消防資機材の整備 消防緊急通信指令システムの整備 消防水利の整備 医療機関と連携した高度救急体制の整備 自主防災組織の育成 消防団活性化の推進 交通安全施設・防犯施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活情報提供 保健施設の整備 健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進 休日・夜間の救急医療体制の充実 高齢者健康づくり、生きがい事業の推進 シルバー人材センターの充実 在宅福祉サービスの充実 高齢者、障害者等福祉施設の整備促進 保育施設の整備促進 ユニバーサルデザインの啓発活動の推進 公共施設等のバリアフリー化の推進 |
|---|--|

新市は、三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進めます。

三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを、合併支援交付金制度に基づく財政支援などにより支援します。

(1) 保健・医療・福祉の充実

地域住民の安全が確保され、各種のバリア（心、体、性差、意識等）をなくし、安心して健やかな生活が送れる社会の構築を目指して、地域の主体性を尊重しつつ、住民のニーズに応じた多様で高度な保健・医療・福祉サービスを提供します。

(2) 教育・文化・スポーツの振興

一人ひとりが、個性と創造性を持ち、自らの夢の実現に向け意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる教育環境づくりを行います。

誰もが個性的で創造性豊かな生活を送り自己実現が果たせる社会の実現をめざして、文化やスポーツが身近に感じられ、楽しむことのできる環境づくりを推進します。

(3) 産業の振興と雇用支援

消費者を起点に置き、安全で安心できる食料の供給を目指すとともに、地域の特色ある戦略的なものづくりと、サービスの提供を行い、農林水産業、商工業、観光産業の振興を図ります。

自然環境を含め、地域資源を生かした、活力ある農山漁村づくりとまちづくりを通じ、地域住民はもとより、訪れる人々にやすらぎと住みやすい地域づくりを目指します。

(4) 生活環境・県土の保全

住民や市町村との協働により、人権意識の一層の高揚を図る取組や、男女共同参画の地域づくりを進めるなど、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざします。

安全な消費生活の確保、地域と一体となった防犯対策や交通事故抑止対策の一層の強化、地域が主体となった青少年の健全育成活動等の推進を通して、住民が安全で安心して暮らせる心豊かな社会の実現に努めます。

資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用などの環境にやさしい行動を推進し、自然と調和した良好な環境の確保に努めます。

山地災害の防止、水資源のかん養、保健休養や教育の場の提供などの、森林の持つ多様な公益的機能を持続的に発揮させるため、健全で活力のある森林の整備を推進します。

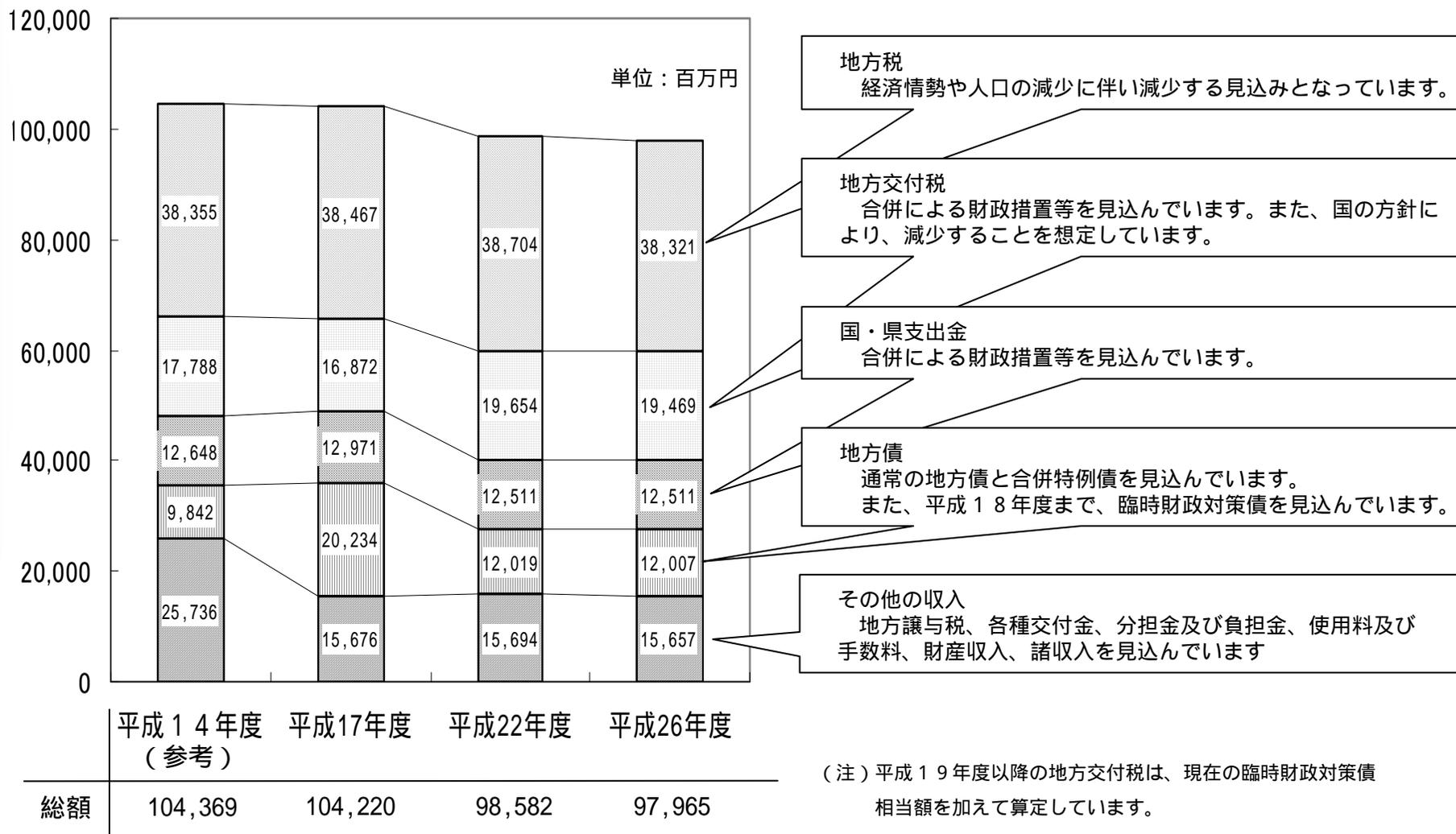
社会資本の整備及び管理を着実に推進し、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

災害等危機に際し、迅速、的確に対処できる体制を整備します。

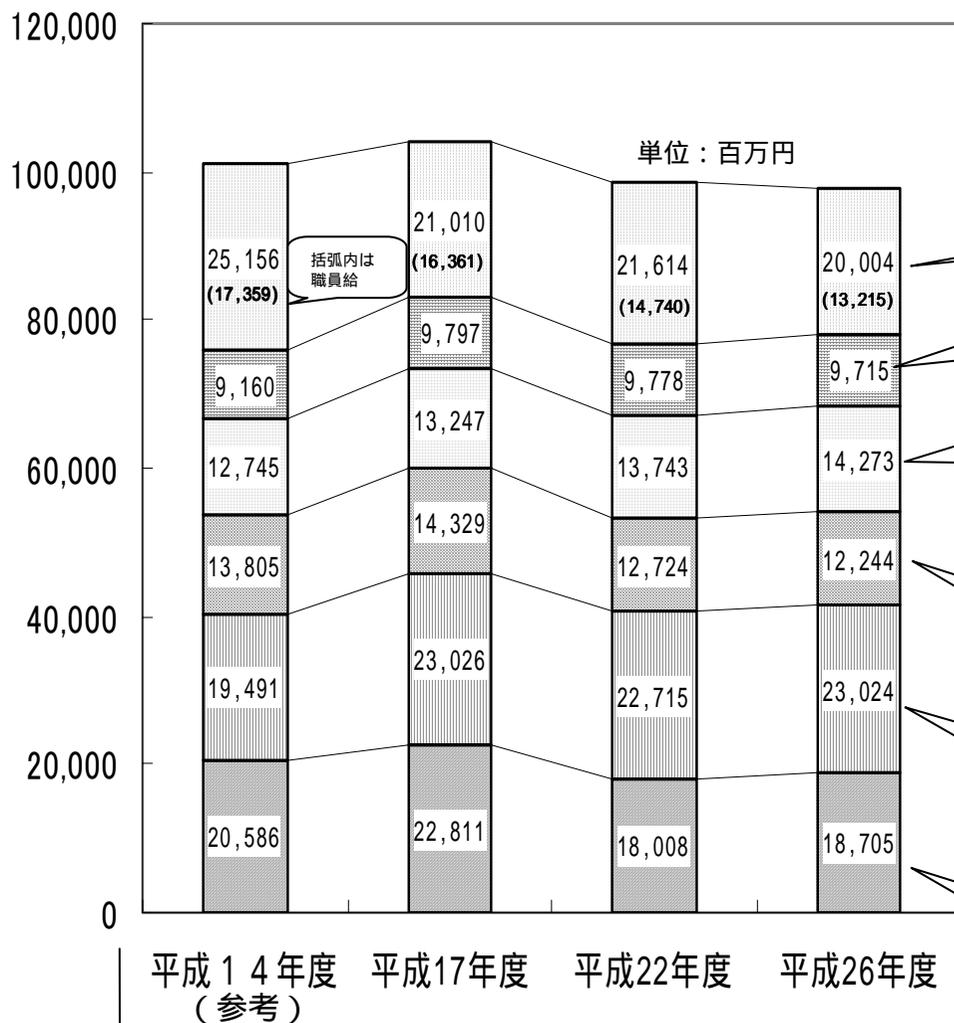


財政計画は、新市の10年間の財政運営の指針として、歳入、歳出の費目ごとに、現況及び過去の実績等を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果、合併特例債等の国・県の財政支援措置等を反映し、普通会計ベースで作成しています。

歳入の見通し



歳出の見通し



人件費
特別職、議員数の減少、退職者補充の抑制による一般職員の削減により、人件費の減少を見込んでいます。
(職員給については、10年間の累計で約167億円)

扶助費
年少人口、老年人口等の推移を勘案し扶助費を見込んでいます。

公債費
通常の地方債と合併特例債の償還額を見込んでいます。合併後14年目がピークになると予想されますが、その後は減少していく見込みです。

物件費
合併によって、一定の削減効果等を見込んでいます。
(10年間の累計で約73億円)

普通建設事業費
従来の建設事業に加え、合併特例債を活用した建設事業を含め、可能な事業費を見込んでいます。

その他の経費
維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を見込んでいます。

公共的施設の統合整備については、効率的な整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないよう配慮しつつ、地域の特性やバランスと財政的事情等を考慮していきます。

新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

合併以前の市役所、町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続、活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。現在の各市町村の支所、出張所も、新市において出張所として存続します。

まちづくり推進のための方策

1 市民参画の推進

広報広聴活動の充実や情報公開の推進により、情報の共有化に努めるとともに、市民からの政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努めるなど、様々な段階における多様な形での市民参画を推進します。さらには、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

各地域の市民の意見を市政に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。

2 行財政改革の推進

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、簡素な組織づくりを進めます。

財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、行政評価システムの構築を進めるほか、職員の資質向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。